



# ケータイ安全利用ドリル



茨城県マスコット  
ハッスル黄門

子どもを守るのは保護者の責任！

子どもがケータイを利用する場合、保護者は、次の3つに取り組むことが大切じゃ！

- ① フィルタリングの設定
- ② 家庭でのルールづくり
- ③ 利用状況の把握

※ フィルタリングとは、インターネット上の有害情報をブロックしてくれるサービスです。

## ケータイ安全利用○×問題

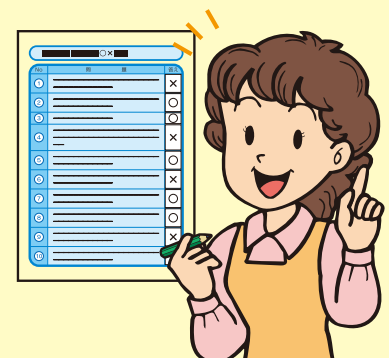
| No | 問 題   | 答え |
|----|---|----|
| 1  | 保護者は、子どものケータイを購入する場合、法律により必ず子どもが利用することを事業者に出なければならぬ。                          |    |
| 2  | 事業者は、子どもがケータイでインターネットを利用する場合、法律により原則としてフィルタリングを設定しなければならない。                   |    |
| 3  | ケータイは、インターネットに接続できないようにすることもできる。  |    |
| 4  | フィルタリングとは、子どもにとって好ましくない有害情報サイト（出会い系サイト・アダルトサイト・暴力的な表現のあるサイト等）の閲覧を制限するサービスである。 |    |
| 5  | フィルタリングを利用していけば、有害情報サイトは全て閲覧できないので安心だ。  |    |
| 6  | ゲームサイトやコミュニティサイトのような「非出会い系サイト」で、子どもの犯罪被害が増えている。                               |    |
| 7  | ネット上の掲示板に書いた悪口は、警察が調べれば、どのケータイから書き込まれたか分かる。                                   |    |
| 8  | プロフィールサイトで子どもが学校名や住所、写真などの個人情報を掲載しても、見ることができるのは友達だけだ。                         |    |
| 9  | ゲームサイト内で購入したアイテムは、実際に購入したわけではないので、料金が請求されることはない。                              |    |
| 10 | 子どもがケータイを利用する場合、フィルタリングの利用とあわせて、家庭でルールをつくり、保護者が利用状況を十分に把握する必要がある。             |    |

※コミュニティサイト：趣味や興味などが同じ人が集まり情報交換などを行うことができるサイト

※プロフィールサイト：あらかじめ用意された質問事項に答えることで、ネット上で自分のプロフィールを紹介できるサイト



そなたは、  
いくつ答えられたかな？  
答えは4ページじゃ。



## 家庭でのルールづくり

子どもが安全安心にケータイを利用するためには、年齢や発達段階に合わせて、家庭でルールをつくるのが大切です。

次のルール例を参考に、家族で話し合ってみましょう。

### 家庭でのルール例

- ① 必ずフィルタリングを利用する。
- ② 子ども部屋には持ち込まない。家ではリビングで使う。
- ③ 夜〇〇時を過ぎたら利用しない。
- ④ 個人情報や悪口を書き込まない。
- ⑤ 迷惑メールは無視して受信拒否設定にする。
- ⑥ チェーンメールは転送しない。
- ⑦ 音楽サイトやゲームサイトなどに会員登録する場合は、必ず親に相談する。
- ⑧ 食事中や入浴中などはケータイを使わない。
- ⑨ 困った時は、親や学校の先生など信頼できる大人に必ず相談する。
- ⑩ ルールを守れなかった場合は、親がケータイを預かる。



※ ルールは、子どもの発達や利用状況に合わせて見直しが必要です。

## ケータイの利用状況をしっかり把握

「うちの子に限って…」では無責任！

保護者が、子どものケータイの利用状況をしっかり把握しましょう。

次の8つの質問にいくつ答えられるかチェックしましょう。



### 子どものケータイ利用状況の把握度チェック

- フィルタリングが設定されているか知っている。
- フィルタリングなどの利用制限の設定内容を知っている。  
(例)ブラックリスト方式・ホワイトリスト方式・時間帯利用制限
- 1日に何通ぐらい友達とメールしているか知っている。
- 1日に何時間ぐらいケータイを使っているか知っている。
- 1ヶ月の利用料金をだいたい知っている。
- ケータイで何をしているのか知っている。  
(例)ゲームサイトで遊ぶ・ブログなどの更新・音楽のダウンロード  
親との連絡・友達とのメール 等
- よく利用しているサイトを知っている。
- プロフィールサイトやブログなどを見たことがあり、子どもが利用している場合はその内容を確認したことがある。  
(例)学校名や住所、写真などの個人情報を掲載していないか 等

## 2ページ ○×問題答え

1. ○ 「青少年インターネット環境整備法」で保護者の義務となっています。
2. ○ 「青少年インターネット環境整備法」で事業者の義務となっています。  
(ただし、保護者の申出がある場合を除く)
3. ○ インターネット接続サービスの解除はケータイショップで設定できます。
4. ○ フィルタリングはケータイショップで設定できます。(原則無料)
5. × フィルタリングを利用していても、有害情報サイトが閲覧できる場合があります。
6. ○ 「非出会い系サイト」といわれるコミュニティサイト、プロフィールの公開やメールなどができるゲームサイトなどでも、子どもの犯罪被害が起きています。
7. ○ 匿名でもインターネットには、投稿に使ったケータイのデータが必ず残ります。
8. × プロフィールサイトに掲載した学校名や住所、写真などの個人情報、友達以外の人も見るすることができます。
9. × ゲームサイト内のサービスの中には、有料のものもあります。
10. ○ フィルタリングを利用しても、「ケータイ依存」や「ネットいじめ」は防げないので、家庭でのルールづくりや利用状況の把握が大切です。

## 子どもに必ず伝えてほしいこと

### 直接会って伝えることの大切さ

メールやコミュニティサイトでのやりとりだけでは、相手の表情や身振り、声や雰囲気などが分からず、お互いの気持ちが伝わらない場合があります。

友達とは直接会って話すことで、お互いをより理解できるということを、子どもにしっかり伝えましょう。

### ネットで知り合った相手には、会いに行かないこと

コミュニティサイトなどで知り合った相手に会いに行くと、子どもが犯罪に巻き込まれる事例が後を絶ちません。ネットで知り合った相手には、絶対に会いに行かないように子どもに注意しましょう。

### 茨城県青少年を取り巻く有害情報対策推進事業実行委員会

事務局 ○社団法人 青少年育成茨城県民会議

電話：029-227-2747

○茨城県知事公室女性青少年課

電話：029-301-2183